

棄物処理法に基づいて、産廃収集運搬業・処分業の事業停止と、産廃処理施設の使用停止を発令した。期間は同22日から9月20日までの30日間としている。

処分理由は、排出事業者から汚泥の処分を受託した際に交付されたマニフェストについて、まだ処分が終了していないにもかかわらず、終了日をあらかじめ記載して写しを送付したため。これが、同法第12条の4第3項の違反(虚偽の管理票の交付等の禁止)に該当するとして、行政処分に至った。県が同社の森工場へ立ち入り検査を行った際に発覚した。

マニフェストの日付 虚偽で事業停止等

△三重県△

三重県は8月22日、同県津市の産業廃棄物処理業者に対し、廃